

最高裁秘書第3785号

令和3年12月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月18日付けで東京地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことが事件当事者のプライバシー権を侵害しないかどうかを検討した際に東京地裁が作成し、又は取得した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3877号

令和3年12月14日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことが事件当事者のプライバシー権を侵害しないかどうかを検討した際に東京地裁が作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月8日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和3年度（情）諮問第35号

(2) 諮問日

令和3年12月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3878号

令和3年12月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

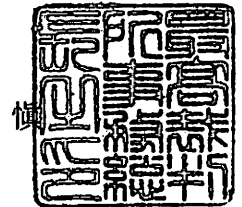
諮問番号 令和3年度（情）諮問第35号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、対象文書が本当に存在しないかどうか不明である主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えている。

記

1 開示申出の内容

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことが事件当事者のプライバシー権を侵害しないかどうかを検討した際に東京地裁が作成し、又は取得した文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、10月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 本件申出については、申出内容を「出版社に対して定期的又は不定期に判決書の写しを貸し出すことが事件当事者のプライバシー権を侵害しないかどうかを検討した際に東京地裁が作成し、又は取得した文書」と整理した上で、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。
- (2) 原判断庁は、出版社に対して判決書の写しを貸し出す際には、出版社に対し、「利用目的は各社発刊に係る雑誌等における判例紹介、判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすることに限定されること」、「異なる使用をする場合には、

別途裁判所の許可を得る必要があること」及び「判例・法律雑誌に掲載する場合には、特別の条件が付されない限り、当事者を含む個人の氏名、会社名及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）を全て仮名処理すること（マスキングや一部仮名処理がされている判決書写しであっても、マスキングや仮名処理された部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）」などといった条件を付しており、事件当事者等のプライバシー権を侵害することのないように配慮した運用をしている。当該運用状況を踏まえると、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を過去に作成又は取得していた可能性はないとはいえないものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

(3) よって、原判断は相当である。